

# 体型調査事業等による審査成績の登録取扱要項

制定 平 7.10. 1

改正 平 9. 4. 1 平26. 4. 1

令元.10. 1

## (趣 旨)

第1 体型調査事業等による雌牛の審査成績は、本会の登録規程及び登録取扱手続によって、申込み、証明したものとみなす。

## (証 明 書)

第2 この要項による審査成績は、証明書を発行しない。

ただし、特に審査成績証明書の発行を希望する場合は、1頭につき2,750円とし、牛群審査成績証明書の発行を希望する場合は、1牛群につき11,000円とする。

## (施 行)

第3 この要項は、令和元年10月1日から施行する。